

令和元年度 第 3 回 広島支部評議会の概要報告

開催日時	令和元年 11 月 25 日（月） 15：00～17：10
場 所	広島ガーデンパレスホテル「孔雀」
出席議員	（学識経験者）江頭 大蔵、畑 雄太、中川 玲子、佐田尾 信作 （事業主代表）井田 達成、石井 正朗（委任状）、小松 節子（委任状） （被保険者代表）藪本 敬士、西岡 洋（委任状）（敬称略）
議 題	1. インセンティブ制度に係る平成 30 年度実績（確定値）及び平成 30 年度実施結果の検証について 2. 令和元年度上期広島支部事業実施状況について 3. 令和 2 年度広島支部事業計画の骨子（案）について 4. その他
議事概要 （主な意見）	
議題 1. インセンティブ制度に係る平成 30 年度実績（確定値）及び平成 30 年度実施結果の検証について	
<p>（事業主代表）インセンティブ制度の実績が上位の支部の取組や実績が伸びた要因は、把握できているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 実績が良い支部の取組については、全国で共有できる仕組みがあるため、広島支部でも取り入れている。 <p>（学識経験者）広島支部と同規模で上位の支部の取組内容を把握しているのか。内容を把握していないのであれば、把握して広島支部の取組にも活かして欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ インセンティブ制度は指標ごとの実績と前年度からの伸び率で評価される仕組みになっており、広島支部が上位の支部の特性をどのように取り込んでいくかの分析をまずは行いたい。 	
議題 2. 令和元年度上期広島支部事業実施状況について	
<p>（学識経験者）被扶養者資格の再確認業務について、事業所から提出されたリストが本当に正しいのかの検証は行っているのか。事業所が従業員に口頭での確認で済ませている面がある。協会けんぽが厳しく調査をするという姿勢を見せれば、事業所も正確なリストを提出するのではないかと。提出されたリストが、実態に即したものでなければならぬという意識を高める仕組みづくりを検討して欲しい。</p> <p>（事業主代表）リストが届いた事業所では、従業員からの申し出に対して、疑いを持たずに提出</p>	

<p>するのが、一般的である。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 提出されたリストに基づき処理を進めており、リストが正しいかまでの検証はしない。また、協会の事業所を調査する権限は限定されており、残念ながら被扶養者資格に関する権限はない。適用に関する調査は年金機構が行っており、5年で全事業所を一通り調査するスケジュールと聞いている。 <p>(学識経験者) 債権の回収率が前年同月と比べて下がっている要因は何なのか。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 損害賠償金の調定を行うタイミングが変更になったためである。過失割合等が確定した後には調定を行っていたものを、昨年度からは過失割合等が未確定の状態であっても3か月に1度調定を行うよう変更したためである。なお、過失割合が未確定の場合は、加害者側に100%過失があるという計算で調定を行っている。
<p>議題3. 令和2年度広島支部事業計画の骨子(案)について</p> <p>(被保険者代表) 加入者一人ひとりに直接届くような広報をお願いしたい。</p> <p>(事業主代表) 「はしご受診」とは、悪意を持って受診しているのか。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 不安に駆られての受診が殆どであると考えている。かかりつけ医を持った上で、セカンドオピニオン等にかかっているのであれば、身体への負担も含めて問題ないと考えている。 <p>(学識経験者) 被扶養者向けの商業施設等での集団健診は、予約不要で受診可能なのか。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 原則、事前の予約が必要である。実施に際して、事前に周辺地域の対象あてに案内を送付している。万が一の飛び込みにも対応できる体制は整えている。
<p>議題4. その他</p> <p>なし</p>
<p>報告事項 令和2年度保険料率に関する評議会での意見について(広島支部)</p> <p>令和2年度保険料率について(支部評議会における主な意見)</p> <p>医療制度の改革に向けた被用者保険関係5団体の意見について</p> <p>時間外受診について</p> <p>広島支部加入者のジェネリック医薬品使用割合等の概況について</p>
<p>(学識経験者) 広島支部の令和2年度保険料率に関する意見書は、「10%維持」「引き下げ」「両論併記」「その他」のどれに該当するのか。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 料率そのものの意見はなかったため、「その他」である。

(事業主代表) ジェネリック医薬品の使用割合は各市町で最大 30%程度の差がみられる。何か対策は行っているのか。

- 広島県と連携し各市町に対して、取組状況や阻害要因のヒアリングを実施している。加えて、広島県を中心として県内共通のジェネリック医薬品の使用促進に向けた広報を実施している。今後も、広島県および各市町と連携してジェネリック医薬品の使用促進を実施していきたい。

(学識経験者) 広島支部のジェネリック医薬品の使用促進の課題は、院外処方によるジェネリック医薬品使用割合の低さであるという認識で間違いないか。

- 病院からの一般名処方率は全国平均よりも高く、また患者の拒否率もそれほど高くないため、カルテ上では調剤薬局側がボトルネックになっている見え方となっている。広島県と共同で薬剤師向けのセミナーを実施し、ジェネリック医薬品への切替えのアプローチ方法の好事例等を共有できる環境づくりを行うなどの対応をしている。

(学識経験者) 調剤薬局側は、患者の意向を確認せずに、ジェネリック医薬品を調剤することは可能なのか。

- 患者の意向を確認するのが原則であるが、患者が多く多忙な調剤薬局は、必ずしもそうではないかもしれない。したがって、患者側からジェネリックシールを貼ってアピールするのも有効である。

(学識経験者) 調剤薬局は患者に対して、どのようにジェネリック医薬品を勧めているのかを把握しているのか。

- 調剤薬局の現場でどのような説明の仕方を行っているかまでは把握していない。

(学識経験者) 調剤薬局に行った際に、ジェネリック医薬品を勧められたが、効果は変わらないという話のみで、経済的なメリットの説明がなかった。

- 効能に問題がない点と経済的にメリットがある点については、説明をしていると聞いていたが、実態がそうでないのであれば、薬剤師会等に説明の徹底を再度お願いしたいと思う。協会けんぽとしても、「家計にやさしいジェネリック」などと経済的メリットがある旨の広報も実施していきたい。

特記事項

次回は1月14日(火)~1月20日(月)に開催予定。
傍聴者1名。